

坂戸市小規模事業者等臨時給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次条第1項第1号ウ及び第2号において同じ。）の影響を受けた市内の事業者等に対し、臨時に坂戸市小規模事業者等臨時給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、当該事業者等の事業の継続のための支援をすることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業者等であって、市長が適当と認めるものとする。

(1) 次に掲げる要件を満たす事業者

ア 小規模企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。以下このアにおいて同じ。）その他小規模企業者と同規模の事業を営む者であって、市内に事業所、事務所その他これらに準ずるもの（次号及び次条において「事業所等」という。）を有し、かつ、市の法人の市民税の申告をしている法人又は令和2年4月7日以前から市内に住所を有し、主たる収入が事業による収入であり、かつ、事業所得について市の個人の市民税の申告をしている個人であること。

イ 令和2年4月7日以前に事業を開始し、かつ、現に事業を営んでいること。

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として、令和2年2月から申請日が属する月の前月までの間のいずれかの月の売上高が前年の同月の売上高と比較して減少していること。

エ 過年度の市税を滞納していないこと。

オ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）（法人その他の団体にあつては、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。））又は暴力団関係者（坂戸市暴力団排除条例（平成24年坂戸市条例第29号）第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）でないこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、市内に事業所等を有し、かつ、前号イ及びエに掲げる要件を満たすもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に支援が必要と認める事業者等
2 前項の規定にかかわらず、事業者等の事業が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業であるときは、給付金の支給の対象としない。

（給付金の額）

第3条 給付金の額は、1支給対象者につき10万円とする。ただし、当該支給対象者が複数の事業所等を有するときは、20万円を上限とする。

（給付金の支給申請）

第4条 給付金の支給を受けようとする支給対象者は、市長が別に定める申請書に原則として次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 確定申告書の控えの写し又は市民税に係る申告書の控えの写し

(2) 売上高が減少していることが分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書の提出は、原則として郵送又は電子申請により、令和2年5月19日から8月31日までの間（次項において「申請期間」という。）にしなければならない。

3 申請書が郵送により申請期間後に市に到達した場合であって、申請期間の消印がされているときは、申請期間に第1項の規定による申請書の提出があったものとみなす。

（給付金の支給）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

（給付金の請求）

第6条 前条の規定により給付金の支給決定を受けた者（次条において「支給決定者」という。）は、原則として郵送により、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに給付

金を支給するものとする。

(給付金の支給決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、支給決定者が偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたことが判明したときは、給付金の支給決定を取り消し、既に支給した給付金については、その全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。